

社会福祉法人林台福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人林台福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいう。
- (3) 実費弁償費とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む。)をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 定款第8条及び定款第21条に規定された、役員及び評議員の報酬については支給しない。

(実費弁償費)

第4条 役員及び評議員が法人業務の運営のために業務にあたった場合は、別表により実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会、評議員会、監事監査の業務が4時間未満の場合は、半額支給とする。

- 2 実費弁償費については、予算の範囲内で支給することができる。

(改正)

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月19日(評議員会の決議日)から施行する。

別表(第4条関係)

役 職	単 位	実 費 弁 償 費	備 考
理 事	日 額	4,000円	4時間未満の場合は、半額支給とする
監 事	日 額	4,000円	
評 議 員	日 額	4,000円	